

## 第4章 地域福祉施策の展開

### 1 地域福祉施策の体系

本計画における地域福祉施策の体系は、基本理念を実現するため、次の「基本目標」と「施策展開の方針」により編成します。

基本理念	基本目標	施策展開の方針
すべての人が互いを認め合い、支え合い、 共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚	《基本目標1》 すべての人の参加・つながり による地域福祉活動の促進	(1)地域住民の交流の促進 (2)地域福祉活動に対する支援 (3)人材育成
	《基本目標2》 福祉サービスの適切な利用 促進	(1)相談体制及び支援体制の充実 (2)権利擁護の推進 (3)情報提供の充実
	《基本目標3》 地域福祉の基盤・仕組みづく りの促進	(1)地域福祉の拠点づくり (2)地域における支え合いの仕組み づくり (3)安全・安心のまちづくり

## 2 地域福祉施策の展開

### 基本目標1

### すべての人の参加・つながりによる地域福祉活動の促進

#### (1) 地域住民の交流の促進

##### ■現状と課題

- ・個人の価値観の多様化やライフスタイルの変化に伴い、自治会の加入率が低下するなど住民同士のつながり、地域とのつながりが希薄化しています。
- ・プライバシーへの配慮などから、地域の中で気がかりな人を把握することが困難になり地域による見守りや助け合いが難しい状況になっています。地域において生活課題を抱えている人が孤立している状況も発生しています。
- ・すべての人が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるためには、普段から、地域での顔の見える関係、声をかけ合う関係を築き、地域とのつながりの中でお互いを理解し、助け合い、支え合うことが必要です。地域住民が、地域福祉活動に関心を持ち、参加できるよう、情報の発信と普及啓発、交流の場の創出に取り組む必要があります。

##### ■主な取組

取組	内 容
・地域の情報発信に対する支援	・地域住民が、活動の活性化のために積極的な情報発信ができるよう、「まちづくり情報ポータルサイト <sup>26</sup> 」などを通じた支援を行います。
・地域福祉への関心を高める活動の推進	・本計画とその取組をホームページに掲載するなど、広報・周知します。 ・市内外問わず、各地域における福祉活動を紹介するなどして、地域福祉への関心を高め、普及啓発を推進します。
・世代間交流の推進	・よりあいひろば・フレミラ宝塚・地域児童館・学校などにおいて、スポーツや文化活動、年間行事を通じて、世代間交流の推進を行います。

<sup>26</sup> まちづくり情報ポータルサイトとは、宝塚のまちづくり活動に関わっている各種市民活動団体などの情報を紹介するインターネットサイトのこと。

## (2) 地域福祉活動に対する支援

### ■現状と課題

- ・自治会やまちづくり協議会、民生児童委員、老人クラブなどの市民活動団体が、それぞれの役割などの中で、地域福祉活動を展開しています。
- ・日常生活の中で、ゴミ出しや部屋の掃除、家具の移動など“ちょっとした困りごと”を抱えている人を助けるため、ボランティアグループ等を立ち上げ、活動されている地域があります。
- ・『第5次宝塚市総合計画』の市民アンケートでは、福祉に関するボランティア活動に日常的に参加している人は約3%で、できる限り参加するようにしている人を合わせても、参加意欲のある人は約10%という低い数値になっています。
- ・自治会やまちづくり協議会、民生児童委員などの市民活動団体の役割や活動内容が理解されていないために、思うような支援ができず、活動に苦慮している場合があります。それぞれの役割を周知するとともに、その地域福祉活動に対する支援が必要です。
- ・地域における見守りや日常生活における“ちょっとした困りごと”への支援など、地域で助け合い、支え合う仕組みづくりのため、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加する人が増えるよう取り組む必要があります。

### ■主な取組

取 組	内 容
・ ボランティア活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動センター、宝塚NPOセンター等と連携し、ボランティア活動に関する情報の提供を促進します。</li> <li>・ ボランティアグループの立ち上げや活動などを支援します。</li> </ul>
・ NPO活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民力を生かしたまちづくりを推進するため、市内のNPO法人が協働事業を担える環境づくりを検討します。</li> <li>・ 宝塚NPOセンターなどの中間支援組織と連携し、NPO法人化や運営に関する相談・支援やコミュニティビジネス<sup>27</sup>の起業・経営支援を行います。</li> </ul>
・ 民生児童委員の活動に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生児童委員の役割や活動を周知し、活動に対する理解・協力を求めるなど、民生児童委員の活動を支援します。</li> <li>・ 民生児童委員に対し、保健・福祉に関する情報提供や研修を行い、その活動を支援します。</li> </ul>
・ 地域福祉活動を行う団体・グループ等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域住民等が主体となり、高齢者をはじめとする地域住民の集いの場である「ふれあいいいききサロン<sup>28</sup>」の立ち上げ、その運営を支援します。</li> <li>・ まちづくり協議会に対する補助を行い、その活動を支援します。</li> <li>・ 宝塚市協働のまちづくり公募補助金制度において、市民団体の事業費の一部を補助することにより、市民意識や地域の実情に即した自主的かつ自発的な公益的活動を支援します。</li> </ul>

<sup>27</sup> コミュニティビジネスとは、地域の人々が地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すものである。住民が主体となり地域の資源（人、モノ）を活用しながら地域にある様々な課題を解決する地域密着型ビジネス。

<sup>28</sup> ふれあいいいききサロンは、15ページを参照のこと。

### (3) 人材育成

#### ■現状と課題

- ・『第5次宝塚市総合計画』の市民アンケートでは、地域住民の交流の場となる地域の行事や活動に参加している人は約20%という低い数値となっています。
- ・地域福祉活動においては、いつも同じ人ばかりが参加したり、一人の人が複数の活動に参加しており、地域福祉活動の担い手が固定化しています。
- ・地域福祉活動を行う団体等の担い手については、世代交代が進まず、高齢化している状況があることから、新たな人材の発掘・育成が急務となっています。
- ・道徳や総合的な学習の時間等において、小・中学生が車椅子やアイマスクの体験、地域との交流、高齢者や障がいのある人の施設訪問等を行っています。また、福祉読本により福祉に対する理解を深め、関心の拡大や深化を図っています。
- ・いわゆる“団塊の世代”を対象とした講座や「認知症サポーター養成講座」などを開催し、また、認知症や障がいのある人への理解を深めるため、講演会などの啓発事業を行っています。しかし、いずれの講座や講習会も、参加者の顔ぶれが同じであったり、せっかく得た知識等を活用する場がないために、実際の活動につながらないという状況があります。
- ・地域福祉活動を活発化し、持続していくために、若い世代の担い手や知識や経験を持つ団塊の世代の担い手を発掘し、育成するとともに、気軽に地域福祉活動に参加し、活動することができる環境を整備する必要があります。

#### ■主な取組（★は重点取組）

取 組	内 容
・地域福祉を担う人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動センター等と連携し、ボランティアに関心を持つ人や活動に参加する人を増やすよう取り組みます。</li> <li>・“団塊の世代”が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、実際の活動につながるよう、宝塚市社会福祉協議会等と連携し、団塊の世代を対象とする講座を充実させます。</li> <li>・「認知症サポーター養成講座」や「自殺予防ゲートキーパー<sup>29</sup>養成講座」など、各種の人材育成講座を充実させるとともに、地域での活動につなげる活動の場づくりを行います。</li> <li>・関係機関が実施する地域福祉に関する各種講座・研修等が活性化するように、支援・協力を行います。</li> </ul>
★地域福祉をコーディネートする人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動を支援するコーディネータを設置・養成し、地域住民が、地域のニーズや生活課題を共有し、地域の社会資源<sup>30</sup>につなぐ実践を支援します。</li> </ul>
・福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生が福祉に関する意識を高め、地域福祉活動やボランティア活動につながるよう、学校・地域住民・社会福祉施設、社会福祉協議会との連携による福祉教育を推進します。</li> <li>・地域住民の地域福祉に関する意識の向上を図るため、「出前講座」などによる福祉教育を推進します。</li> </ul>

<sup>29</sup> ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話しを聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

<sup>30</sup> 社会資源は、9ページを参照のこと。

## (1) 相談体制及び支援体制の充実

## ■現状と課題

- ・地域の生活課題に関する相談は、民生児童委員や地域包括支援センター<sup>31</sup>、障がい者相談支援事業者、宝塚市社会福祉協議会、行政などが対応しており、相談内容に応じ、複数の相談窓口の横の連携を行ったり、専門機関につなぐなどの支援を行っています。
- ・公的な福祉サービスでは対応できない生活課題を抱えている人や複数の生活課題を抱えている人、既存の制度や利用できるサービスがあっても利用を拒否するなど複雑な事情を抱えている人などの場合、相談窓口が分からない、適切な助言や支援が受けられない、いくつもの相談窓口を行ったり来たりしなければならない、などの課題に直面していることがあります。
- ・各相談窓口においては、虐待などの社会問題の増加に伴い、相談件数が増えており、公的なサービスで対応しきれない生活課題に対し、十分な対応ができず苦慮している場合もあります。
- ・公的な福祉サービスで対応できない生活課題を抱えている人に対しては、地域の実情や社会資源<sup>32</sup>に応じた身近な相談窓口を充実するとともに、相談に対応するための体制づくりを支援する必要があります。
- ・多様かつ複雑な生活課題を抱える人に対し総合的な支援を行うため、各相談窓口が専門性を深めるとともに、市のみならず、関係機関が連携・協働する体制が必要です。さらに、24時間、いつでも相談ができ、適切かつ柔軟に対応することができる相談・支援体制の整備が必要です。

## ■主な取組（★は重点取組）

取組	内 容
★身近な地域での相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における身近な相談窓口として、民生児童委員の役割を広く周知するとともに、活動を支援します。</li> <li>・出前講座などで市職員が地域へ出向いた際に相談会を設けるほか、将来的には、身近な地域活動の拠点を活用し相談職員が定期的に配置、もしくは常駐できるような新たな相談窓口の設置を検討します。</li> <li>・身近な見守りや支援について、地域が主体となり検討する場として、(仮称) 地域ささえあい会議の設置、及びその支援を検討します。</li> </ul>

<sup>31</sup> 地域包括支援センターは、18ページを参照のこと。

<sup>32</sup> 社会資源は、9ページを参照のこと。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な相談窓口の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様化、複雑化する生活課題に対応できるよう、専門知識を有する職員を配置するほか、ケース検討や研修を行い相談職員の資質向上を目指すなど、窓口の充実を図ります。</li> <li>・ 24 時間、いつでも相談ができ、適切かつ柔軟に対応することができる相談・支援体制の整備を検討します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談窓口、相談機関の連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数の相談機関が担当するケースについて、関係機関が共同で検討を行ったり、制度や分野を超えた連絡会や研修会を定期的に行うなど、普段から、相談支援員同士の顔が見える関係づくりに取り組みます。</li> <li>・ 各相談機関や専門機関の長で構成されたネットワーク会議を開催するなど、関係機関の連携・協働体制の整備や制度の充実を図ります。</li> </ul>

## (2) 権利擁護<sup>33</sup>の推進

### ■現状と課題

- ・ 福祉サービスの利用においては、介護保険制度や障害福祉サービス制度等により、利用契約が導入され、判断能力が十分でない人への対応として、成年後見制度<sup>34</sup>による利用支援が行われています。
- ・ 成年後見制度は、制度自体の周知が図られていないことや、申立てに係る手続きが複雑であることなどから、十分な利用には至っていません。
- ・ 後見人等の担い手は、弁護士や司法書士などの専門職が殆どとなっている中、被後見人の身上監護についてきめ細かい支援は困難を極めています。その一方で、地域の中にも生活課題を抱えている人の身上監護を熱心にされている方が多数いる中、法律の壁に阻まれて思うような支援が出来ず、悩んでいる場合もあります。
- ・ 近年、高齢者虐待や児童虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）<sup>35</sup>が増加しており、高齢者や児童の権利を守る観点から、地域による見守り等の必要性が高まっています。市では、研修会を開催したり、パンフレットを作成するなどして、広報・啓発に取り組んでいます。いまだに「虐待は、その人の家庭問題である」という認識が根強く残っています。
- ・ 認知症高齢者や障がいのある人など、権利侵害を受けるおそれのある人が地域で安心して暮らせるよう、本人の権利が守られる体制や環境づくりが必要です。

<sup>33</sup> 権利擁護は、33 ページを参照のこと。

<sup>34</sup> 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分になり、自分一人では契約や財産の管理などをすることが難しい人が、自分らしく安心して暮らせるように、本人に代わって法律行為を行ったり助けたりするものを選任し、その人の権利を守り、支援する制度のこと。

<sup>35</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）は、21 ページを参照のこと。

■主な取組（★は重点取組）

取 組	内 容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・児童虐待の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見・早期対応を図るため、地域住民や関係機関に対し、虐待に関する広報・啓発を充実させます。</li> <li>・ 気軽に相談できる相談機関の充実を図るとともに、高齢者虐待防止ネットワーク会議や、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関の連携を強化するなど、権利擁護体制の整備に取り組みます。</li> <li>・ 虐待事例に迅速かつ適切な対応ができるよう、職員の資質・専門性の向上を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV<sup>36</sup>の防止及びDV被害者の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ たからづかDV相談室（配偶者暴力相談支援センター）を中心として、関係機関とも連携しながら、DVの防止と被害者支援に取り組みます。</li> <li>・ DVを許さない社会づくりに向けて、家庭・地域・職場・学校等においてDVに関する理解を深めるための教育や啓発に取り組みます。</li> <li>・ 他自治体や公的機関、民間団体等の関係機関との連携や庁内のDV対策推進連絡会議を開催するなど、組織的な支援体制を整備し、被害者支援に取り組みます。</li> <li>・ DV被害者支援に適切に対応するため、市職員をはじめとする支援に関わる人材の育成を図ります。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する普及啓発、及び利用促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者や障がいのある人などが、必要なサービスを適切に利用できるよう、成年後見制度や福祉サービス利用援助の普及啓発や利用促進を図ります。</li> <li>・ 成年後見制度の利用が困難な場合は、市が家庭裁判所への申立を行うほか、本人が資産、貯蓄等を有しない場合は、後見人等の報酬の全部又は一部を助成するなどして、成年後見制度の利用を支援します。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>★ 権利擁護に関する体制の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者と障がいのある人という垣根を越えて、権利擁護の複合的な問題等に対し、一元的かつ専門的な支援が行えるよう、(仮称)宝塚市権利擁護支援センターの設置に取り組みます。</li> <li>・ 地域住民自らが、成年後見制度を支える担い手になりうるよう、市民後見人<sup>37</sup>の養成を検討します。</li> <li>・ 市民後見人の活動の場を創出するとともに、持続可能な活動ができるように市民後見人を支援及び監督できる体制の整備を検討します。</li> </ul>

<sup>36</sup> ドメスティック・バイオレンス（DV）は、21 ページを参照のこと。

<sup>37</sup> 市民後見人とは、親族がいない認知症の高齢者などの成年後見人になる一般市民のことをいう。財産管理や法的な契約を、本人に代わって行う。家庭裁判所による選任を受けなければならない。

### (3) 情報提供の充実

#### ■現状と課題

- ・本市の福祉サービスに関する情報は、広報誌やホームページ、パンフレット、冊子などの媒体により提供しています。
- ・『第5次宝塚市総合計画』の市民アンケートでは、ホームページを閲覧している人は40%に満たない結果となっています。
- ・高齢者・障がいのある人に対するアンケートのいずれにおいても、約15%の人が「情報を入手していない」という結果となっています。
- ・福祉サービスを必要とする人が適切にサービスを選択し、利用するためには、本人や支援者等が、福祉サービスに関する情報を容易に入手できる環境が必要です。そのため、高齢者や障がいのある人、子どもなどに対し、情報媒体や提供方法などに配慮するとともに、専門用語をできる限り使用せず、わかりやすい言葉を使用して、情報を提供する必要があります。

#### ■主な取組

取組	内 容
・情報媒体の多様化	・福祉サービスの利用者等が必要な情報を得ることができるよう、引き続き、広報誌やホームページ、パンフレットなどの多様な媒体を活用した情報提供を推進します。 ・すでに利用している福祉サービス等を一元的に管理することで、必要なサービスを適切に情報提供できる仕組みを検討します。
・身近な地域での情報提供	・必要な情報を身近な場所で得ることができるよう、相談窓口や市民交流拠点などにおける情報提供を推進します。
・わかりやすい情報提供	・高齢者や障がいのある人、子どもなどに適応した情報媒体や、わかりやすい表現などに配慮した情報提供を推進します。

## (1) 地域福祉の拠点づくり

## ■現状と課題

- ・地域福祉活動は、自治会館や公共施設、社会福祉施設などのさまざまな場所で行われており、「ふれあいいいききサロン<sup>38</sup>」のように、民間住宅で実施されている事例もあります。
- ・市職員などが、地域住民の活動や集いの場に出向き、介護予防や健康教育、各種相談を行っており、自治会館や公共施設、社会福祉施設などが、地域における学習・交流・相談などの拠点となっています。
- ・若年性認知症・高次脳機能障害の人や、本人や家族が障がいの特性に応じて気軽に集える場、高齢者が自力で参加することができるような身近な「集いの場」は、いまだ不足しています。
- ・地域コミュニティを活性化し、持続させるためには、相談や情報交換、情報収集等を可能とする地域福祉の拠点づくりを推進する必要があります。なお、地域活動の拠点として、空き家の活用も検討する必要があります。

## ■主な取組（★は重点取組）

取組	内 容
・拠点づくりへの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家や空き店舗を活用した「ふれあいいいききサロン」など、地域福祉の拠点となる場づくりを支援します。</li> <li>・「空き家住宅情報バンク」を活用し、空き家・空き店舗に関する情報提供を行います。</li> </ul>
★既存施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民と行政の協働により、空き家や地域に存在する各種施設、学校の余裕教室、公共施設などの既存施設を地域福祉活動に有効活用ができるよう、引き続き検討します。</li> <li>・社会福祉施設においては、入所者が地域の商店で買い物したり、地域活動団体が主催する学習・文化・スポーツ活動に参加できるよう働きかけるほか、地域住民が、福祉施設を利用したり、レクリエーションへの参加ができる仕組みをつくるなど、地域への開放を呼びかけます。</li> </ul>
・地域共生ケア拠点の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢や障がいの種別・程度を問わず、本人が地域で安心して暮らせるよう支援する民家型デイサービスなどの普及を促進します。</li> <li>・自助グループとして開催される家族介護者の会に、行政として積極的に参加するとともに、立ち上げ等の初動取組における情報提供を行うなど、支援を行います。</li> </ul>

<sup>38</sup> ふれあいいいききサロンは、15ページを参照のこと。

## (2) 地域における支え合いの仕組みづくり

### ■現状と課題

- ・ひとり暮らし高齢者の増加等に伴い、自治会やまちづくり協議会、民生児童委員などの市民活動団体による見守り、地域包括支援センターや配食サービスなどの公的な福祉サービスによる見守り、宅配事業者などによる見守りなど、多様な実施主体・方法による地域の見守りが行われています。
- ・地域社会のつながりの希薄化により、地域の中で生活課題を抱えている人が孤立化し、発見しにくい状況になっています。
- ・地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、社会福祉協議会などの関係機関、福祉事業関係者などが連携し、地域の見守り体制を充実させるとともに、生活課題を抱えている人などを早期に発見し、早期に対応する支え合いの仕組みづくりが必要です。

### ■主な取組（★は重点取組）

取組	内 容
・地域における見守りネットワークの充実	・ひとり暮らし高齢者などが安心して暮らし続けられ、生活課題を抱えた人を早期に発見するため、地域住民、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、行政、社会福祉協議会、福祉事業関係者などによるネットワークの充実に取り組みます。
★地域における支え合いの仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的制度では対応できない、制度の狭間にある生活課題を解決するため、宝塚市社会福祉協議会と連携し、「(仮称)宝塚市セーフティネット会議」を設置し、自治会・まちづくり協議会・民生児童委員などの市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者等が総合的に調整・協議する場づくりに取り組みます。</li> <li>・公的な福祉サービスでは対応できない生活上の困りごとを抱える人を地域で支え合うため、地域住民や市民活動団体、宝塚市社会福祉協議会、行政等が連携・協働する仕組みづくりに取り組みます。</li> </ul>
・地域包括ケア体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者や分野を限定することなく、地域の多様な社会資源<sup>39</sup>をはじめとした保健・医療・福祉の様々なサービスが効果的に提供される包括的かつ継続的な支援体制とともに、主体となる住民が参加できる環境整備に取り組みます。</li> <li>・地域包括ケア体制の実現に向けて、社会福祉協議会や、その他関係機関との連携を強化します。また、地域の社会資源を持つ社会福祉法人においては、地域への施設開放や施設利用者と地域住民との交流促進のみならず、地域住民の相談や困りごとに対して、法人が有する専門的な機能で課題解決に向けて取り組むなど、地域の総合的な拠点となるよう呼びかけます。</li> </ul>

<sup>39</sup> 社会資源は、9ページを参照のこと。

### (3) 安全・安心のまちづくり

#### ■現状と課題

- ・地域社会のつながりが希薄化する中で、地域住民の支え合いによる安全・安心の確保が重要な課題となっています。
- ・地域の防犯・防災の取組において、地域住民が、警察や防犯協会、消防と連携し、防犯講習や地域防災訓練を実施しています。また、地域住民が自主防災組織を結成したり、防犯グループ「アトム防犯パトロール」を結成し、子どもの登下校時の見守りなどの防犯活動を展開している地域があります。
- ・災害時や緊急時における要援護者支援については、緊急時の連絡先などの情報を収集し、管理している地域や、災害時要援護者<sup>40</sup>と支援者のマップ作りに取り組んでいる地域などがあります。
- ・緊急事態や災害が発生した場合において、地域のすべての人が迅速かつ的確に避難等を行うため、避難所や避難ルートなどの災害関連の知識を周知するとともに、地域において、日頃から、隣近所での声かけや顔の見える関係を築き、災害時要援護者を支援する「共助」の仕組みをつくる必要があります。
- ・本市においては、宝塚市社会福祉協議会と連携しながら、「宝塚市災害時要援護者支援指針」の策定を推進しています。この指針は、要援護者情報の把握・共有、支援者の確保、平常時の備えなど、地域と行政との役割分担を明らかにし、地域で作成する個別支援計画に基づき、災害時に迅速かつ的確な対応を行うことを目的としています。
- ・すべての人が安全かつ快適に暮らし、社会活動に参加することができるよう、ユニバーサルデザイン<sup>41</sup>に基づく都市基盤や生活環境を整備する必要があります。

#### ■主な取組（★は重点取組）

取 組	内 容
・地域の防犯、防災体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯グループの結成の促進や活動支援を行うとともに、引き続き、児童の安全確保のためのパトロール活動を推進します。</li> <li>・防犯講習会を開催するなど、防犯の啓発を推進します。</li> <li>・街路灯の整備など、地域の安全を高める施設を整備します。</li> </ul>
★災害時要援護者支援の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「宝塚市災害時要援護者支援指針」を策定し、地域自らが地域内の災害時要援護者を支援する個別支援計画を作成し、災害時に機能する支援体制づくりを推進します。</li> <li>・引き続き、災害時への備えや災害発生時の対応に関する啓発に取り組めます。</li> </ul>
・ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいのある人などのすべての人が安全かつ快適に利用できるよう、公共施設の整備を進めます。</li> </ul>

<sup>40</sup> 災害時要援護者とは、高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のことをいう。このうち、避難対策の対象者の範囲や優先順位は各自治体が決める。政府が平成21年度（2009年度）を目的に各市町村で支援の方針を策定するよう呼びかけていた。

<sup>41</sup> ユニバーサルデザインは、28ページを参照のこと。

### 3 地域福祉施策の重点取組

本計画を推進する牽引力となるよう、以下の取組を重点取組と位置づけ、施策の展開を図ります。

併せて、これらの重点取組を、本市における地域福祉の評価指標と位置づけ、その進捗状況を定期的に確認し、本計画の進行管理に反映させます。

基本目標	重点取組	内容
《基本目標1》 すべての人の参加・ つながりによる地域 福祉活動の促進	地域福祉をコーディネートする人材の育成	37 ページを参照
《基本目標2》 福祉サービスの適切 な利用促進	身近な地域での相談窓口の充実	38 ページを参照
	権利擁護に関する体制の充実	40 ページを参照
《基本目標3》 地域福祉の基盤・仕 組みづくりの促進	既存施設の有効活用	42 ページを参照
	地域における支え合いの仕組みづくり	43 ページを参照
	災害時要援護者支援の体制づくり	44 ページを参照